

1. 議事日程（第1日目）
（第7回 予算決算常任委員会）

令和 7年 8月 4日
午前10時25分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）議案第52号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	児 玉 史 則
委員	益 田 一 磨
委員	熊 高 慎 二
委員	小 松 かすみ
委員	新 田 和 明
委員	大 下 正 幸
委員	宍 戸 邦 夫
委員	秋 田 雅 朝

副委員長	山 本 数 博
委員	佐々木 智 之
委員	浅 枝 久美子
委員	南 澤 克 彦
委員	山 根 温 子
委員	熊 高 昌 三
委員	金 行 哲 昭

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（12名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
企 画 部 長	高 下 正 晴	教 育 次 長	柳 川 知 昭
総 務 課 長	玉 井 郁 生	財 政 課 長	沖 田 伸 二
政策企画課長	黒 田 貢 一	総務課行政係長	塚 本 真 樹
財政課財政係長	高 橋 秀 尚	政策企画課企画調整係長	下 瀬 秋 穂

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波多野 奈 美

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時25分 開会

- 児玉委員長 定刻となりました。
ただいまの出席委員は15名です。
定足数に達しておりますので、これより第7回予算決算常任委員会を開会いたします。
本日の日程は、本日の臨時会において、本委員会に付託されました議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。
まず、審査の方法について、お諮りいたします。
審査の方法は、お手元に配付しました審査予定表及び8月補正予算（第2号）所管別事業名一覧表を用いて審査し、企画部長の要点説明の後、質疑を行います。
これに異議ありませんか。
〔異議なし〕
- 児玉委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。
審査に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。
藤本市長。
- 藤本市長 それでは、本会議に引き続きまして、よろしくお願いいたします。
本日は予算決算常任委員会へ付託となりました議案第52号の補正予算について、審査をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 児玉委員長 これより、議案の審査に入ります。
議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。
補正予算全体の歳入及び歳出の要点について、説明を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,982万7,000円を追加し、予算の総額を199億8,451万3,000円とするものです。
まず、説明資料のほうを御覧ください。
これは、総務省の地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業を活用し、本庁及び5支所で行っている住民サービスのうち証明書交付サービス、窓口手続や困りごと相談などについて、住民の居住地により身近な15郵便局に展開し、住民サービスの充実を図ることを目的に実施するものです。
具体的には、2の概要に記載のとおり、（1）の行政手続きよろず相談受付等業務と、（2）の公的証明書交付事務を郵便局に委託します。
実証事業のスケジュールですが、実証先を安芸高田市というふうに決定され次第、事業実施に必要な各契約手続を進め、10月から事業が実施できるよう準備をしていきます。

なお、5に記載のとおり、実証事業終了後は、自走で事業を継続するため、その費用も今回の補正予算に計上しています。

では次に、補正予算書のほうにお戻りください。

8ページ、9ページです。

まず、歳入です。

15款の国庫支出金は、地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業補助金を1,941万8,000円計上しています。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を1,040万9,000円増額をしています。

続いて、11ページをお開きください。

歳出ですが、総務一般管理費は、先ほど説明資料を用いて説明した郵便局の利活用推進事業に関わる電算システム改修業務委託料や窓口支援業務委託料、また事務機器等借上料などを計上するものです。

その下の光ネットワーク管理運営費は、郵便局との専用回線を整備するため、工事請負費を計上するものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 1点ちょっとお聞きします。

この事業は、郵政に委託するということですが、郵政というところは、みなし公務員であるからそういうことを受けて、そういうみなし公務員が公立系の大学の先生とかいうのは、一応みなし公務員ということになると思うんですが、その関係でやっぱりこういう事業を委託してもいい、そういう事業を職員もできるということで理解してもいいですか、お聞きします。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

新谷部長。

○新谷総務部長 郵便局がみなし公務員ということではなく、郵便局が地域に根差した局であり、安芸高田市にそれぞれの地域にあるということと、支所が5支所しかありませんので、そこをカバーしていただけるということを含めて、郵便局のほうにお願いしたいと考えております。

○児玉委員長 金行委員。

○金行委員 郵政の職員、国家公務員の大学の先生というのは、大体みなし公務員と言われますよね。だから、そういう作業ができるのかということをお聞きしたい。

私の認識では、郵政の職員は、準みなし公務員だと理解しとったんですが、その点をちょっと、そういう非常に大事なお仕事ですので、大事ないうてされていないんですが、大事なあれですからということでお聞きしたい。

以上でございます。

○児玉委員長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 みなし公務員という立場は、もう今はなくなっています。完全に郵政事業については民営化してますんで、身分はもう民間人になってますんで。

今回のこの事業は、国のほうが、総務省がこういった、要するに小学校の数ぐらいある郵便局のネットワークを今後の地域づくり、まちづくりに生かしていこうということで、郵便局の利活用を進めている中の事業の一つで、こういったメニューがある。

この証明書交付事務等については、以前も安芸高田市では市内4つか5つの郵便局でやっという前例がありますけども、さきの議会のほうでこれを廃止するという承認をいただいて、今はできる郵便局はありません。

そういった中で、今回新たに国のほうも力を入れてきていますので、その事業に乗って、市として進めていこうという事業であります。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員 今回は、この郵便局の利活用推進事業というのは、総務省の実証事業ということで、実証をする予算なんだろうというふうに理解しています。
まず、何をどういう前提、仮定があって、それが仮定のとおりなのか、想定のとおりなのかをこの期間で実証していくんだと思うんですけども、まず何をどれくらいこれをするによって住民サービスが向上するのか、どういう想定なのか、というところをお伺いしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 目指すゴールは、各市町の窓口事務を全てフルメニューで郵便局へお願いするというのが最終の理想像です。

ただ、そこに行くまで、ちょっとこの実証実験、申込みと受付申請段階からの時間があまりにもなさ過ぎますんで、そこまでフルメニューを持っていくということがちょっと現実的に不可能ということで、すぐにはできるもので証明書の交付事務を選定をしております。

そして、それプラス国のほうでは、何かもう一つメニューが必要ということで、よろず相談というものを加えて、今回の実証実験の募集要項にクリアするという形を取って今に至っております。

ですから、進める中で、来年の10月1日には、またメニューをさらに広げる、福祉分野あるいは上下水道、そういった部分を含めて、介護保険の申請とか、ああいうのも含めていろいろ進めていこうと思っております。その準備を並行しながらやっていくという準備でありますんで、差し向きは、この限られたメニューですけども、最終的には、今支所で受けているメニューが郵便局15局で受けられますよという形を目指して

おります。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

目指すべきゴールというのは、今示していただいたのかなというふう
に思います。

今回の10月から2月までの実証実施の中で、何がどれくらい数字とし
て上がってくると、これはいけるなというような判断になるのか、その
辺の数値の目標設定をお伺いしたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長

目標についてお尋ねだと思います。

実証事業では、行政手続相談を実証期間中に100件程度、公的証明書
交付では、実証期間中500件程度を目標としています。

これまでどおり、支所の窓口業務を行いながらの実証実験となります
ので、1局当たりひと月に10件程度とあまり高くない目標設定をしてお
ります。

実証については、取扱件数の分析を行い、今後の委託対象業務の選考
や拡大に生かしていくなど、実証実績を活用してまいりたいと、このよ
うに考えております。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

今、相談業務100件、証明書交付が500件ということなんですけれども、
これは周知をしっかりとしていかないと、なかなかこの件数に届かないん
ではないかなというふうに思うんですけれども、その周知に係る予算と
いうのは、今回の予算の中に入っていないのかなというふうに思うん
ですが、この辺りはどのように回していくおつもりでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長

この予算の中の消耗品の中に一部周知に必要な、例えばのぼり旗であ
ったりとか、そういったPRに要する費用を一部見込んでおります。

それから、今後、住民の皆さんへの周知の方法ですけれども、実証開
始時期が確定次第、広報やホームページ等を活用した周知活動や、集ま
りがある場合に、職員が出向き事業説明を行いたいということを考えて
おります。

現時点では、遅くとも9月中には様々な方法で周知を行いたいと考え
ております。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

一般管理費の中の13節に事務機器等借上料がありますよね。これは、
実証事業をやる器具をリースで借りてやる予定という意味だと思うんで

すが、間違いないですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 御認識のとおりです。

○児玉委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、この実証事業を受けて、引き続き自走でやるということになっとなるんですけど、3月も引き続きリースでやって、来年以降はやっぱり備品購入じゃなくて、ずっとリースで実施するという考えでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 3月以降、4月以降のことの前に、この事業の事務機器借上料について、リース費用だというお尋ねで、御認識のとおりと答弁いたしましたが、この事務機器借上料で計上しているものについては、郵便局に設置するネットワークプリンターの費用についてということで計上しております。それ以外の公的証明書交付サービスに必要なタブレットであったりとか、レシートプリンターであったりとか、ICレコーダーであったりとかということは、委託料の中で計上しております、これは、実証事業の中で取得するという費用で計上しております。

リース費用で計上しているのは、ネットワークプリンターについてということで御認識いただければと思います。

以降につきましては、実証事業で取得した備品類については、自治体の希望等に応じて、自治体が引き続き事業を継続する場合は、譲渡いただけるものと認識しておりますので、それらと併せて事業が継続して展開できるものというふうにしたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今回の実証事業終了後に、事業を自走により継続するというふうに説明資料の最後を書いてあるんですけども、その際の年間のランニングコストというのは、窓口支援業務の委託料と事務機器の借上料なんだろうと思うんですけど、これはどのぐらい年間でかかるようになると見込まれていますか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 まず、窓口運営に要する委託料についてですけども、これはどの程度窓口が使われたかということによって従量料金で契約したいと思っておりますので、この利用される率が高くなれば、費用がそれだけ、要は必要となってくるというふうに考えております。

この費用、郵便局に委託する費用についてですけども、700万円か

ら900万円程度ぐらいの幅で必要となるというふうに想定しております。

それから、ネットワークプリンターのリース費用ですけれども、5か月で約150万円程度ですので、大体300万円ぐらいで年間必要となってくるんだろうというふうに想定しております。

それプラス各種消耗品等に要する費用が年間費用ということで、現在では概算しております。

以上です。

○児玉委員長 答弁を終わります。 ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 2の概要のところの行政手続きよろず相談受付等業務の中の拡大解釈で、例えば、今郵便局のグループということで、郵便物配達等としてくださっているんですが、例えば、そこの方に郵便局に貯金したいんで持って帰ってほしいとか、お金を下ろしてきてほしいとか、そういうことが今後可能になる考えがあるか、その辺をちょっと一点伺います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 郵便局の職員が局外でそういった通帳等を預かってやるというのは、これはまた郵便局のほうの事業として検討をされているように思っております。ただ、これが進んだらどうかはちょっと分らないのですが、私がおるときには、実証実験をやってみましたんで、そういった郵便局から遠いところ、もしくはプラスの意味で言えば、郵便局の配達の職員が安否を確認するとか、そういったものも包括協定の中で取り組めることになってますんで、そういったところも膨らましていくことを十分に検討していこうと思っております。

○児玉委員長 新田委員。

○新田委員 恐らく行政が身近になるんで、そういったことが、よりお願いしたいという方が増えられる可能性が信頼度も含めてあると思うんで、その辺をちょっと御検討を早めにしていただいたらもっと住民に密着してくるのかなというのを感じました。

それとあと、先ほど周知徹底のほうをしっかりと取り組むということだったんですが、早めに、何ができて何ができないというのを住民のほうにやっていただければ、より活用されるんじゃないかなとは思っています。

特に、冠婚葬祭等々含めて周知のほうをできるだけ早くということで、具体的に今ここで発表できることがあれば、伺いたいんですが。

○児玉委員長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 先ほど課長のほうからもありましたと思いますが、広報誌のほうを使うこと、それからホームページ、SNS等を使って周知をかけたいと思います。また、予算の中にのぼり旗の経費も上げておりますので、郵便局のほうにのぼり旗等も掲げていただければというふうに考えておりま

す。

時期につきましては、委員がおっしゃるように、早めに対応していき
たいと思います。よろしくお願いいたします。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 最初のところで、質疑で、支所サービスのフルメニューを郵便局で
できるように行く行くはしていきたいという御答弁だったんですけども、
支所については、今後、文化施設と一体化して整備をしていくような方
針であるというふうに思うんですけども、その辺りの整合性というか、
どういうふうに整理をしていくのか、支所のサービスが郵便局で受けれ
るようになるのとすると、支所そのものがどうなっていくのか、その辺り
の見通しもお聞かせいただければと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 さきの予算委員会でしたか、お話をしましたけれども、基本的に各5
町に支所機能は残したいと思います。その話をさせていただいて、先ほ
ど南澤委員がおっしゃられますように、文化センターへこれを集約して、
八千代が一番先行していますけれども、こういう形にしていきたいとい
う思いはあります。

どの程度、この支所、市長が言いますように、フルスペックで、最終
的にはそうしたいんですが、支所は、やはり支所として、皆さんがより
どころにされておられる部分があります。特に高齢者の方々が、何か困
ったときには支所へ行って相談されるという、よろず相談もありますけ
れども、支所もそういう機能をさらに残していきたい。何よりも防災な
んですが、災害のときに、そこを拠点として、支所を起点として、防災
災害対策支部というのを作りますので、それは支所が担うべき拠点にな
ります。

ですから、避難所の設営の段取りとか準備とか受入れとか、いろいろ
最終的に、そこに来れば市民の人が安心していただけるという意味合い
のものは残していきたいので、その調整は、事務をどれだけ実証実験
の中で郵便局に担っていただけるものかというものを見ながら、将来的
にも支所は機能として残すという考えであります。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 2の概要の中の(2)は、これまでも実際にやってこられた内容なん
で一定のイメージができるんですが、(1)のよろず相談を受付、先ほ
ども各議員からいろいろな視点でありましたけども、特に、いみじくも
今、副市長が言われた防災拠点としての支所機能が必要なんでというこ

とで支所は残るということですが、先々、郵便局もそういった役割を担うような部分というのは可能なかどうか、その辺は今の時点で想定をされておるのかどうかというのを改めてお聞きしたいと思うんですが。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 確かに、郵便局に事務をお任せして、ある程度のものはそこで処理をしていただけると。

15局ありますし、郵便局は、事前に、前にも説明をしましたが、法律で守られていて、簡単に削除すると、なくしていくというのが法律上できなくなっていますので、この事務が担保できるだろうという前提でこの事務を進めていくというのがあります。

質疑の趣旨は、じゃあ将来どの時点で、どのように切り替わっていくのかというのがありますけれども、やはり先ほど申し上げたように、支所には支所の今の役割というのがあります。特に防犯とか防災とか、先ほど申し上げたとおりなんです、これは当面という言い方で申し訳ないんですが、そのまま維持をしていきたいと思えます。

その部分を郵便局が担っていただけるのかというのは、今、全く不透明でして、となると、当面というのはどれぐらいの長さになるか分かりませんが、今は、市の職員が支所にいてその仕事、いわゆる災害対応とか、避難所対応とかいうのはしていかなければいけないだろうという思いは持っております。

ちょっと時期的なものがどのように切り替わっていくのかというのは、ここから先の課題だろうというふうに思っております。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 副市長がおっしゃっていただいたことで、将来的な展望というのが非常に大事になってくるんだろうなと。総務省は、当然、防災の関係もありますし、郵便局も当然、管轄に入っていますから、そういった意味で、今おっしゃったように、将来がどうなるかというのは非常にまだまだ難しい状況だと思います。

そこまでを実証実験の中で確認できるようなことが可能なのか、あるいは一定のそういった視点を持って実証実験をやるかどうかによって、また将来の受け止め方が違ってくると思うんです。とりわけこの(1)を見る限りでは、住民の人が郵便局へ行って、テレビ電話やズームなんかで、住民と一緒に郵便局員さんが支所、本庁の皆さんと話を顔を合わせながらするというイメージなんだと思うんで、そういうスペースも当然確保するという整備も必要なんだろうけども、そういったイメージでよろしいんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 熊高委員のおっしゃるとおりです。郵便局のほうで、このよろずのほうについては、市民の皆さんに寄り添って、丁寧に案内をするという部分が大きくなると思います。

例えば、中山間直接支払いの申請に行ったら、よく分からないというのを、タブレットにつないで、本庁とやり取りをして、必要な書類がそこで発生すれば、先ほどリリースした端末でコピー端末で用紙を送ってもらって、郵便局で書いてもらうというようなこともできると思いますので、そういった本当に支所機能の部分を郵便局に担ってもらいますので、郵便局のほうにかなりの負担がかかってくると思います。

ただ、郵便局のほうもそれを喜んで受けるということを書いてもらっていますんで、パートナーとして、そこはしっかりとやっていきたいなと思っています。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 今、市長がおっしゃったような形なんで、ただ、よろず相談なんで、今事務的な取扱いというのは割と簡単だと思うんです。ただ、暮らし向きの相談とか、個人情報のこととか、その辺をどこまでやられるのかなというのは少しいメージがまだできんですけども、その辺はどこまで想定をしておるんですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 確かに郵便局においてよろず相談ということになると、細かい相談まで多分入ってくるんだろうと思います。

そういったところは、当然プライバシーのコンプライアンスのほうも守秘を課しておりますし、つなぐということになると思います。郵便局のほうで判断をしてもらうということが出来るものとできないものが当然出てくると思いますんで、そこは速やかに、郵便局のほうで、安易な対応をしてもらうとまた混乱も出てきますんで、しっかりと市役所のほうへつないでもらって、次の段階へ行くということしか、今ちょっと想定ができていません。どういったものが具体的にできるかが分からないところもあるんで、ただそこはしっかりと、市民の皆さんに迷惑のかからないように、郵便局と一緒に対応していくということで、連携をしていこうと思っております。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 今、コンプライアンスの話が出ましたが、郵便局は、会社としてのコンプライアンスの条例等があると思いますが、安芸高田市のコンプライアンスの条例、そういったものがまだ最終的にはできていない状況だと思うんですが、その辺のすり合わせというのにも必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、市のほうについて、コンプライアンスのほうがしっかり確立できてないところがありますんで、そこは今準備を進めております。

そういった中で、立場、立場でコンプライアンスのあれも変わってくると思いますんで、郵便局のこの利活用の部分に対してのコンプライアンスの整合性というのは、当然調整をしていく必要があると思っております。

以上です。

○児 玉 委 員 長 熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 実証実験が5か月ありますけども、最終的にまとめて2月末、予算のときにいろいろ出てくるんだろうとは思いますが、議会のほうへ中間報告とかいうのをされる予定がありますか。

○児 玉 委 員 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 これだけの大きな事業なので、途中で中間報告というのはさせていただきたいと思っております。そのときに、また課題とかもあればお話をすることになると思います。

以上です。

○児 玉 委 員 長 熊高昌三委員。

○熊高(昌)委員 3月から実証が実際始まるということなんですが、総務省も含めて、これが将来展望として、どこまで本当に続いていけるのかどうかという見通しというのは、これは総務省に聞いてみんと分かんないでしょうけども、郵便局の存在ということも含めて、10名やそこらじゃどうにもならないでしょうけども、そういった議論というのは、総務省から出された上でのこういった取組なんではないでしょうか。

○児 玉 委 員 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 郵便局を利活用するというのは、これは政治的にもありますし、総務省もやっぱりこれからの地方を考えたときに、このネットワークをフルに活用したほうがいいという思いでこの事業が考えられております。

そういった中で、安芸高田市のこの取組が総務省とすれば、全国に広がることを期待もしていますし、そういった先駆け、全国では二、三か所やっているとこもあるんですけども、こういうフルメニューでやるという体制というのは安芸高田市が初めてですし、局数についても初めてになりますんで、そういったところでしっかりと儉約になれるように連携を取ってやっていこうと思っております。

以上です。

○児 玉 委 員 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

- 南 澤 委 員 先ほど年間のランニングコストのところ、大体1,000万円から一千二、三百万円、合計でかかるのかなというふうに伺ったんですけども、財政的に見て、支所は従来どおり残ると、文化施設に移るということではあるんですけども、でも財政的に見たときに、年間1,000万円から一千二、三百万円ぐらい純で増えてしまうのか、どこか削れるところがあって、全体的に見ると、行財政改革につながるんだということなのか、その辺りをちょっと御説明いただければと思います。
- 児 玉 委 員 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 ランニングコストというのは、極力抑えていくというのが前提ですけども、将来的に人的なものを考えたときに、各今支所による人数が少なくなるということを考えても、支所に対する人件費は本庁へ動いて、そういった中で、トータルの中でまた削減していくという方向にも適正化の中で押さえていくということなんで、おのずからコスト的にも、この郵便局に、この事業を委託して進めるということは、ランニングコストでいうと1,000万円ぐらいかかりますけども、トータルの人件費等を含めると、支所の運営にかかっている今の経費を考えると、とても安価に持続していけるんだろうなというふうに判断をしております。
以上です。
- 児 玉 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 今の支所でできているサービスのうち、ほとんどのものを郵便局でできるように行く行くはしていきたいということで、そうなったときに、その支所の人数がどれくらい減らせることができると見込まれているのでしょうか。
- 児 玉 委 員 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 具体的には、例えば3人にするとかいうところまでは今はないですけど、極力少なくしていくという前提で今やっていますんで、これも実証実験等を、あるいはしばらくの間は並行してやりますんで、そういった中で、どういうふうにすみ分けができるかも考えて、最終的な各支所の人数というのは増えることは絶対ありませんので、抑えていくということとやっていきたいなと思っております。
- 児 玉 委 員 長 以上で、答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
山本委員。
- 山 本 委 員 市内15郵便局でできるようにというお話なんですけど、その支所管内だけで郵便局はできるのか、それとも、全市どこでも、誰が行っても、全部対応できるのか、その辺はどうなんでしょうか。
- 児 玉 委 員 長 答弁を求めます。
玉井課長。
- 玉井総務課長 全市どこでも15の郵便局であれば、対応いただけるものと想定してお

ります。

以上です。

○児玉委員長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、全ての審査を終了いたします。

ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○児玉委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成については、皆さんから御意見がありましたら発言をお願いいたします。

（「正副委員長一任」との声あり）

○児玉委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

以上をもって、第7回予算決算常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 閉会